

## 業務委託仕様書

京都市立学校の体育館防災機能強化等整備事業に係る基本計画策定業務委託

京都市教育委員会

## 第1章 基本計画策定業務概要等

### 1 委託業務名

京都市立学校の体育館防災機能強化等整備事業に係る基本計画策定業務委託

### 2 委託期間

契約の日の翌日から令和7年8月29日まで

ただし、第3章20に示す中間成果品の部分引渡しを求める。

### 3 委託の趣旨

本市の学校体育館は、児童生徒の学校教育活動の場としてのみならず、地域住民の生涯学習やスポーツ活動の場として、また大地震等の災害時の指定避難所として重要な施設であることから、「京都市立学校の体育館防災機能強化等整備事業」において、防災機能の強化を図る施設整備を進めているところである。

計画に当たり、法的条件等を整理し、諸室の増築を計画している体育館及び附属建築物に係る基本計画を策定する。

### 4 計画対象施設の概要

#### (1) 京都市立唐橋小学校

##### ア 概要（現況）

(ア) 施設用途	小学校
(イ) 施設所在地	京都市南区唐橋西寺町 65 番地
(ウ) 校地面積	11,471 m <sup>2</sup>
(エ) 建物敷地面積	6,509 m <sup>2</sup>
(オ) 屋内運動場面積	577 m <sup>2</sup>
(カ) 運動場面積	4,962 m <sup>2</sup>

##### イ 都市計画制限等

(ア) 用途地域	第一種低層住宅専用地域
(イ) 高度地区	20m 第2種高度地区
(ウ) 防火地域	準防火地域
(エ) 景観保全	市街地型美観形成地区
(オ) 遺跡種別	西寺跡

※上記及びその他の制限については、受注者が最終確認すること。

##### ウ 計画対象建築物

棟名称	構造・階数	延べ面積	建築年	
17	屋内運動場	鉄筋コンクリート造平家建	577 m <sup>2</sup>	昭和54年

##### エ 児童生徒数及びクラス数（令和6年度）

(ア) 児童	482 人
(イ) クラス	20 クラス（うち育成学級3クラス）

#### (2) 京都市立朱雀中学校

##### ア 概要（現況）

(ア) 施設用途	中学校
(イ) 施設所在地	京都市中京区壬生中川町 20 番地の 1
(ウ) 校地面積	9,099 m <sup>2</sup>
(エ) 建物敷地面積	5,203 m <sup>2</sup>
(オ) 屋内運動場面積	648 m <sup>2</sup>
(カ) 運動場面積	3,896 m <sup>2</sup>

## イ 都市計画制限等

- (ア) 用途地域 準工業地域
- (イ) 高度地区 20m 第3種高度地区
- (ウ) 防火地域 準防火地域
- (エ) 景観保全 市街地型美観形成地区
- (オ) 遺跡種別 壬生遺跡

※上記及びその他の制限については、受注者が最終確認すること。

## ウ 計画対象建築物

棟名称	構造・階数	延べ面積	建築年
14 屋内運動場	鉄筋コンクリート造平家建	648 m <sup>2</sup>	昭和48年

## エ 児童生徒数及びクラス数（令和6年度）

- (ア) 児童 246人
- (イ) 10クラス（うち育成学級2クラス）

## 5 整備スケジュール（予定）

- 令和7年度 基本計画
- 令和7年度から令和8年度 基本設計及び実施設計
- 令和9年度 施工 ※入学式後に工事に着手し、令和10年3月中に竣工する。

## 6 工事費

2校合計で10億円まで（消費税10%を含む。）

※ 是正工事費を含む。

※ 上記金額は、京都市会の予算審議を経ていないため、確定しているものではない。

## 7 本業務の概要

### (1) 計画概要

唐橋小学校の体育館においては、防災機能に重要な役割を果たすトイレ、倉庫、更衣室及び管理室といった「諸室」は揃っているが、面積狭小である。そのため、倉庫や更衣室等を広くするために体育館の全面改修に加えて、付属棟の増築を行う。

また、学校施設上の課題として、昇降口や校舎内に靴箱を置くスペースがなく、体育館周りに児童の靴箱や傘立てを並べて昇降口のように利用しているが、屋外のため雨に濡れるなど不慣れた状況にあるため、増築する体育館の付属棟に昇降口機能を設けることについても検討を行う。

増築の検討にあたっては、学校敷地全体が史跡指定されており「原則増改築不可」のため、本市の関係課と十分な協議が必要である。

朱雀中学校の体育館においては、防災機能に重要な役割を果たすトイレがないため、体育館の全面改修だけでは、期待される防災機能を十分に満足できない。「改築」による整備も考えられるが、工期が長期間必要となり、学校教育活動への影響が大きいため、体育館の全面改修に加えて、付属棟の増築を行う。

また、体育館北側にあるプールに更衣室がないことから、体育館とプール共有で使用できる更衣室を付属棟の中に設けることについても検討を行う。

本業務は、施設の状態を現地調査等により把握したうえで、次項に示す整備メニューについて、工事費の範囲内での最適な改修・増築内容及び方法を受注者の創意により検討するものである。

※ 採用する整備メニューについては、本市と十分協議を行い、費用対効果を十分に考慮した、実効性のある計画となるよう本基本計画策定業務の中で検討すること。

※ 工事中、体育館は使用しないが、校舎等を児童生徒及び教職員が使用していることを考慮し、学校運営上、支障のない計画を立案すること。

## (2) 整備メニュー

### ア 体育館の全面改修（リニューアル）

別紙1「京都市立学校の体育館防災機能強化等整備事業に係る仕上表（外部／内部）」を基本とし、採用するメニューを検討する。メニューの採否については、教職員等に対してヒアリングを行うとともに現地調査を行い、その結果を踏まえて監督員と協議のうえ決定する。

### イ 諸室の増築、改修

唐橋小学校の体育館においては、増築により、既存の諸室より広い諸室にする。また、昇降口機能の整備を行う。

朱雀中学校の体育館においては、不足している諸室を、増築又は既存の諸室の改修により、新たに設置する。なお、既存の諸室を改修し、不足している諸室を設ける場合は、増築部分に既存の諸室機能を移す等、以下に示す全ての諸室を設けること。

学校名	不足している諸室	既存の諸室
朱雀 中学校	・トイレ	・倉庫 ・更衣室2室 ・管理室1室

増築又は改修により設ける諸室の仕様は以下のとおりとする。

- ・増築する場合の諸室の面積は、トイレ計28㎡程度、倉庫20㎡以上、更衣室（2室）計24㎡程度、管理室（1室）16㎡程度とする。
- ・トイレには、バリアフリートイレ1ブース、洋式トイレ（男子1ブース、女子2ブース）を設ける。
- ・更衣室には、各1箇所ずつ、計2箇所シャワーブースを設置し、そのうち1箇所は、車いす利用者が使用可能なサイズのブースとする。
- ・バリアフリートイレ及び車いす利用者が使用するシャワーブースについては、京都市バリアフリー条例その他関係法令に示す仕様を満たすこと。
- ・管理室及び倉庫の室の形状は、監督員に案を提示し、協議のうえ決定する。

また、増築部分の検討においては、以下の点について留意すること。

- ・原則、増築部分は体育館に接続した形状とすること。
- ・複数の配置計画案及び平面計画案を検討すること。
- ・原則、体育館の耐震性に大きく影響を与える工事（耐震壁の除去等）は行わないが、検討内容に応じて、構造の安全性の検討を行うこと。
- ・原則、みやこ杉木による木造とする。
- ・必要に応じて、増築に伴う樹木の移植を検討すること。

### ウ 老朽化した電気設備の改修

既存受変電設備の全面更新または部分改修を検討する。

### エ 体育館空調の整備

電源自立型GHPの設置を検討する。これに伴い「京都市立学校体育館防災機能強化等整備事業基本構想」（以下「基本構想」という。）に記載の蓄電池の整備を見直すことから、基本構想で想定している災害時の停電への対応ができるよう電力の確保について検討を行う。

### オ ZEB化の可能性の検討

「京都市公共建築物脱炭素仕様」に基づき、改修部分を含めた建築物全体での一次エネルギー消費量（BEI）をエネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）における標準入力法にて概算する等、ZEB化実現の可能性を検討する。

## 第2章 業務の範囲

基本計画策定業務は、一般業務と追加業務とし、内容及び範囲は次による。

### 1 一般業務

一般業務の内容は、平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項を準用するものとし、範囲

は別表1「基本計画業務委託の範囲」のとおりとする。

## 2 追加業務

追加業務の内容は、以下の(1)~(3)に掲げるとおりとする。

### (1) 老朽度調査

第3章1.1での貸与品等によるほか、目視等による現地調査により、計画対象施設の外壁、外装及び内装の老朽度を調査し、改修手法や範囲を検討する。

なお、改修内容により計画対象施設以外の施設の整備が必要な場合は、計画対象施設以外の施設も調査し改修手法等を検討する。

### (2) 現行法令への適合性の確認と提案

朱雀中学校については、令和4年度に実施した校舎長寿命化工事において、次に記載のアの調査は完了していることから、今回の業務においてはアの実施は不要とする。

#### ア 敷地内建築物の調査

対象施設の敷地内にある全ての建築物（倉庫及び塀等を含む。）について、現地調査及び既存図面の確認等により設置状況を確認する。

#### イ 法令適合の判定

対象施設敷地内の全ての建築物について、建築物が遵守すべき法令（建築基準関係規定）への適合性について、「現行法令適合」、「既存不適格」、「その他」の3つの観点から、建築物ごとに判定する。

なお、計画対象建築物については、建築基準法の集団規定及び単体規定に係る調査を、計画対象建築物以外の建築物については、集団規定及び増築に必要な範囲の単体規定に係る調査を行うこと。

#### ウ 法令適合方法の整理

「既存不適格」又は「その他」と判定された建築物については、関係部署と十分に協議を行い、その都度協議録を作成のうえ、法令に適合するための改修方法や撤去の要否等を建築物ごとに具体的に提案し、基本設計・実施設計にスムーズに引き継げるように整理すること。

#### エ 石綿含有建材の使用状況の調査

既存図等に基づき、改修等を行う範囲において、石綿を含有している可能性がある建材の使用状況の調査を行う。

#### オ 木材利用量に係る資料の作成

本計画において利用を見込んでいる木材利用量の概数を求め、「京都市公共建築物脱炭素仕様」に記載の利用目標を達成しているかを確認する。

### (3) 工事仮設計画及び工事スケジュールの立案

対象施設の基本計画に共通する基本的な改修の手法、工事範囲、工事区画の方針、工事動線等について整理し、工事スケジュールを作成すること。

なお、工事スケジュールについては、週休二日制（月単位）が達成できるよう考慮すること。

### (4) その他

業務委託仕様書に記載されているもののほか、本業務に必要であり、本市が指定した事項。

## 第3章 業務の実施

### 1 業務の着手

受注者は、契約締結後14日以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、受注者が業務の実施のために、本市の置く監督員との打合せを開始することをいう。

### 2 業務条件

受注者は、次の条件を遵守すること。

#### (1) 第1章の内容、適用基準図書及び別紙の各資料に基づき、業務を行うものとする。

- (2) 監督員と十分に連絡を取りながら業務を進めるとともに、主な基本計画策定方針等については、監督員の指示又は承諾を得る。
- (3) 各種関係法令及び基準等を遵守する。
- (4) 業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 受注者は、計算書に、計算に使用した理論、公式及び適用基準等並びにその計算過程を明記するものとする。また、工事費の算定においては根拠を明らかにすること。
- (6) 受注者から引渡しを受けた成果品に関する一切の権利は、本市に帰属する。
- (7) 建築、電気、機械の各計画や計算書その他説明書等に相違がないように精査する。
- (8) 管理技術者は、建築、電気、機械の全てについて、常に進捗状況を把握し、提出した業務工程表に示した工程を厳守すること。万一遅れが生じる場合は、その理由と修正した業務工程表を書面で提出し、履行期間を厳守すること。

### 3 電子納品

- (1) 本業務は、電子納品の対象業務とする。電子納品は、「京都市都市計画局電子納品（建築設計業務）要領(案)」に基づいて行うものとする。本業務の電子納品対象書類は、成果物の全てとする。
- (2) 図面等をCADにより作成する際は、建築CAD図面作成要領（案）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）の最新版により作成するものとし、レイヤの構成は、この作成要領(案)のレベル2を満足すること。
- (3) 電子納品の成果物は、電子媒体（CD-R又はDVD-R）で正・副各1部（計2部）提出すること。
- (4) 電子納品の成果物の提出の際には、電子成果物作成支援・検査システム（国土交通省大臣官房官庁営繕部）により、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを行い、ウイルスが存在していないことを確認したうえで提出するものとする。
- (5) その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、監督員と受注者で協議のうえ決定する。

### 4 適用基準等

業務の遂行に当たっては、第3章2の業務条件、第3章11の貸与品等によるほか、次の内容が記載された国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省住宅局建築指導課、その他官公署監修の図書を熟知し、適切に行うものとする。適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

#### (1) 建築

- ア 設計指針に関するもの
- イ 設計図書作成に関するもの
- ウ 各部設計の指針に関するもの
- エ 設計図書の一部として作成されているもの
- オ 積算に関するもの
- カ その他

（ア～カの詳細は、別表3「適用基準図書の一覧」による。）

#### (2) 設備

- ア 設計指針に関するもの
- イ 設計図書作成に関するもの
- ウ 設計図書の一部として作成されているもの
- エ 積算に関するもの
- オ その他

（ア～オの詳細は、別表3「適用基準図書の一覧」による。）

## 5 特殊な工法等

受注者は、特殊な工法、材料及び製品等を採用しようとする場合には、あらかじめ監督員と協議し、承諾を受けること。

## 6 提出書類等

(1) 受注者は、契約締結後、次の書面を速やかに提出しなければならない。

- |                               |    |
|-------------------------------|----|
| ア 業務工程表                       | 1部 |
| イ 管理技術者等届（経歴書を含む。）            | 1部 |
| ウ 協力事務所がある場合は、その事務所概要と担当技術者名簿 | 1部 |
| エ その他監督員が必要に応じ指示するもの          |    |

(2) 受注者は、業務完了時に次の書面を速やかに提出しなければならない。

- |                      |    |
|----------------------|----|
| ア 完了通知書              | 1部 |
| イ 成果物納入届             | 1部 |
| ウ 請求書                | 1部 |
| エ その他監督員が必要に応じ指示するもの |    |

(3) 受注者は、その他本市の求めに応じ、必要な書類を提出しなければならない。

## 7 再委託

業務委託契約書（以下「契約書」という。）第11条第1項に規定する主たる部分は、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分とする。

## 8 特許権等の使用

受注者は、特許権等の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

## 9 監督員

(1) 契約書第14条第2項で定める監督員の権限は、同項各号に掲げるとおりとする。

(2) 本業務の監督員は、京都市都市計画局公共建築部の技術支援に基づき、京都市教育委員会事務局職員（専門主事及び担当職員）が行う。

## 10 管理技術者及び計画策定担当主任技術者等の選定

本業務に当たっては、管理技術者、計画策定担当主任技術者（建築計画策定担当者）、電気計画策定担当者及び機械計画策定担当者（以下「管理技術者等」という。）を選定し、その者の下に行わなければならない。また、管理技術者等については、書面により届け出て、本市の承諾を得るものとする。

なお、管理技術者等の資格要件は、下記によるものとする。

### (1) 管理技術者の資格要件

受注者は、業務遂行に当たって、実務経験が豊富であり、誠実かつ責任感のある管理技術者を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて本市に提出し、承諾を得るものとする。

管理技術者は、自社の社員から選定するほか、基本計画において建築・電気・機械の計画趣旨及び内容を総括的に反映できる者とし、一級建築士資格取得後5年以上の実務経験を有する者でなければならない。また、管理技術者は、下記(2)アに掲げる計画策定担当主任技術者を兼ねることができない。

なお、業務履行期間中において、その者が管理技術者として著しく不適當であると本市が認めた場合は、受注者は、速やかに適正な措置を講じるものとする。

(2) 受注者は、次に掲げる計画策定担当主任技術者、電気計画策定担当者及び機械計画策定担当者を選定しなければならない。また、計画策定担当主任技術者は、自社の社員から選定しなければ

ならない。ただし、電気計画策定担当者及び機械計画策定担当者は、自社又は協力事務所の社員から選定することができる。

なお、業務履行期間中において、同担当者が業務を担当するに当たり、著しく不適當であると本市が認めた場合は、受注者は、速やかに適正な措置を講じるものとする。

ア 計画策定担当主任技術者（建築計画策定担当者）（次の(ア)～(エ)のいずれかに該当する者）

- (ア) 1級建築士資格取得後2年以上の建築設計実務経験を有する者
- (イ) 2級建築士資格取得後7年以上の建築設計実務経験を有する者
- (ウ) 大学(専門課程)卒業後7年以上の建築設計実務経験を有する者
- (エ) 上記(ア)～(ウ)のいずれかの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

イ 電気計画策定担当者（次の(ア)～(カ)のいずれかに該当する者）

- (ア) 設備設計1級建築士で電気設備設計の実務経験を有する者
- (イ) 建築設備士で電気設備設計の実務経験を有する者
- (ウ) 1級電気工事施工管理技士資格取得後3年以上の電気設備設計の実務経験を有する者
- (エ) 大学(専門課程)卒業後5年以上の電気設備設計実務経験を有する者
- (オ) 高等学校(専門課程)卒業後8年以上の電気設備設計実務経験を有する者
- (カ) 上記(ア)～(オ)のいずれかの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

ウ 機械計画策定担当者（次の(ア)～(キ)のいずれかに該当する者）

- (ア) 設備設計1級建築士で機械設備設計の実務経験を有する者
- (イ) 建築設備士で機械設備設計の実務経験を有する者
- (ウ) 1級管工事施工管理技士資格取得後3年以上の機械設備設計の実務経験を有する者
- (エ) 空調衛生工学会の設備士資格取得後3年以上の機械設備設計の実務経験を有する者
- (オ) 大学(専門課程)卒業後5年以上の機械設備設計実務経験を有する者
- (カ) 高等学校(専門課程)卒業後8年以上の機械設備設計実務経験を有する者
- (キ) 上記(ア)～(カ)のいずれかの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

## 11 貸与品等

契約書第21条第1項に定める貸与品等は、次のとおりとする。

品名	数量	引渡場所	引渡時期	返却時期
既存図面 (本市にて保管分のみ)	1	教育環境整備室	受注時	業務完了時
計画通知、検査済証及び各種 許認可申請書の副本 (本市にて保管分のみ)	1			
地質調査報告書又はボーリング データ集抜粋 (本市にて保管分のみ)	1			
建築基準法第12条に基づく 定期点検報告書	1			
消防設備点検報告書	1			
耐震診断結果報告書	1			
自家用電気工作物点検報告書	1			
受水槽・高架水槽の水質及び 外観検査報告書	1			

## 12 支払条件

委託料は、以下の条件で支払う。ただし、前払金の支払いは、受注者からの請求に基づき支払う。

なお、部分引渡しに係る委託料の支払いは行わない。

- (1) 前払金  
委託料の30%以内とする。
- (2) 部分払  
部分払は行わない。
- (3) 完了払  
完了後に支払う。

### 13 部外折衝等

- (1) 受注者は、業務に先立ち現地調査を行い、現況を十分に把握するとともに、特筆すべき内容は、監督員に書面により報告する。
- (2) 受注者は、業務の実施に当たって、関係官公署等と部外折衝を要する場合は、速やかに監督員に書面により報告し、その指示に従い処理する。  
また、必要な申請業務は、受注者が行うものとする。

### 14 打合せ及び打合せ記録

受注者は、監督員及び関係官公署等との打合せを行った場合は、速やかに打合せ記録を作成し、その都度監督員に提出すること。業務終了時には、全ての記録をファイルにまとめ提出すること。

### 15 条件変更等

受注者は、契約書第23条第1項各号の一に該当する事実を発見したときは、同項の規定により、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

### 16 一時中止

本市は、受注者が契約書及び設計図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、必要と認めた場合は、契約書第25条第2項の規定に基づき、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

### 17 履行期間の変更

受注者は、契約書第28条第1項の規定に基づき、履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、修正した業務工程表及びその他必要な資料を監督員に提出しなければならない。

### 18 修補

受注者は、検査に合格しなかった場合は、契約書第37条第5項の規定に基づき、直ちに修補をしなければならない。なお、修補の期限及び修補完了の検査については、監督員を通じて、検査員（検査担当主事）の指示に従うものとする。

### 19 成果物

- (1) 成果物の図面は、原則として第2原図としてはならない。なお、やむを得ず使用する場合は、監督員の承諾のうえ、青焼後の判読が容易で、設計変更等による加筆・修正が行えるものとする。
- (2) 引渡しの成果物を、機械で読み取ることができる媒体によって提出することを指定された場合の著作権も、本市に無償で譲渡する。
- (3) 業務完了後10年間は受注者において成果物の設計図書等の写しを保存する。ただし、監督員が保存の必要がないとして指示した場合は、この限りではない。
- (4) 設計図書において、使用する製品（グレードを含む。）や工法等を定める場合は、一般名称、標準仕様書に基づく種別、JIS規格及びJAS規格の型番等の記載によることを原則とするが、これらの記載だけでは製品等を特定することが困難な場合又は設計図書の作成が著しく非効率となる場合に限り、以下に従い、参考として製造者（メーカー）名及び型番等を記載することができる。

ア 原則、記載する製造者数は3者以上とし、記載した製造者の少なくとも1者以上の型番等を記載する。

イ 製造者名及び型番等を記載する場合は、同等品以上の採用を認める旨の注書を併記する。ただし、設計上の理由で製品等を指定（特定）する必要がある場合は、この限りでない。

(5) 受注者は、次項に部分引渡し指定がある場合又は監督員が指示し、これを承諾した場合は、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなければならない。

(6) 基本設計又は実施設計を進めていくうえで、準拠基準に適合しないなど成果物に不備があると認められたときは、受注者の負担により、責任を持って適正な成果物となるよう修正を行うこと。また、成果物から判断しがたい事由について、本市から受注者に対し、質疑等を行った場合は、誠意を持って速やかに対応すること。

## 20 部分引渡し

契約書第44条第1項に規定する指定部分は、次のとおりとする。

品名	数量	引渡し期日
敷地・既存建築物調査報告書（案）	1	令和7年6月30日（月）
老朽度調査報告書（案）	1	
法令調査報告書（案）	1	
増築部分の配置・平面計画（案）	1	
工事費概算書（案）	1	
設備計画検討書（案）	1	令和7年7月31日（木）
構造計画検討書（案）	1	
施設整備改修計画書（案）	1	
日影図（案）	1	

※ 上記資料（最終成果品を除く。）については、それぞれ案を期日までに提出すること。

※ 案を提出後、監督員と協議のうえ、方針の再検討、工事費の調整等の必要な修正を行うこと。

## 21 検査及び引渡し

(1) 業務の完了を確認するための検査日時及び検査を行う場所は、受注者の業務完了通知が提出された後、検査員（検査担当主事）が決定する。

(2) 受注者は、あらかじめ成果物を整備のうえ、決定された検査日時及び検査場所にて、業務の完了を確認するための検査を受ける。

(3) 前号の検査は、受注者の立会のうえ、次に掲げる事項について行うものとする。

ア 成果物の検査

イ 業務管理状況の検査（業務の状況について打合せ記録等により検査を行う。）

(4) 受注者が引き渡す成果物は、別表2「基本計画引渡し成果物」のとおりとする。

## 22 引渡し前における成果物の使用

本市は、受注者の承諾を得た場合は、契約書第39条第1項の規定により、引渡し前においても、成果物の全部又は一部を使用することができる。

## 23 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、受注者と本市の間で協議を行うものとする。

## 24 問合せ

京都市教育委員会事務局教育環境整備室建設整備担当（<sup>は</sup>羽<sup>だ</sup>、<sup>ば</sup>ん<sup>ば</sup>馬場）

電話 075-222-3796、FAX 075-256-3947

別紙1 京都市立学校の体育館防災機能強化等整備事業に係る仕上表（外部／内部）

【外部仕上表】

外装	箇所	部位	仕様	
			リニューアル・改築	備考
屋根(アリーナ)	屋根	仕上	カラーガルバリウム鋼板／断熱材	景観規制により仕様を検討する必要がある。 雪止め金具を設置する。
		下地	化粧木毛セメント板	
	軒天井	仕上	ケイカル板、EP-G塗装	
		下地	軽量鉄骨(耐風クリップ+ビス留併用タイプ)	
	樋	軒樋	軒樋:カラーガルバリウム鋼板、高耐候塩ビシート防水／樋の大型化	
		呼樋・縦樋	縦樋:カラーVP／雨水タンク	雨水流出抑制対策 (雨水タンクの容量は協議による。)
屋根(付属室)	屋根	仕上	アスファルト防水／断熱材	溶融窯を使用しない工法とする。
		下地	コンクリート又は既存防水層	
外壁	外壁	外壁上部	湿式外断熱／樹脂モルタル塗／塗装	グラウンドに面している場合は、「湿式外断熱 (耐衝撃仕様)／樹脂モルタル塗／塗装」
		外壁下部	乾式外断熱／構造用合板／杉板貼り(みやこ杣木)WP	グラウンドに面している場合は、「湿式外断熱 (耐衝撃仕様)／樹脂モルタル塗／塗装」 庇がない場合、南面や維持管理のための立入 が困難な場合は、「湿式外断熱／樹脂モルタル 塗／塗装」
	柱型	外壁上部	湿式外断熱／樹脂モルタル塗／塗装	
	サッシ	窓 サッシ	アルミ製サッシ(撤去新設)／遮熱性飛散防止フィルム貼り/ 複層ガラス(強化ガラス／空気層／Low-E合わせガラス)	
	建具	-	既存撤去／新設鋼製建具DP塗	
	巾木	-	劣化部補修	
	幕板	-	カラーガルバリウム鋼板	
	庇・ペランダ	庇上	-	既存モルタル補修のうえ塗膜防水
天端・鼻先		-	カチオン系モルタル塗(※)+防水形複層塗材E	庇下の塗装は外装薄塗材E ※劣化状況により中性化抑止の手法を検討
サッシ面格子	-	-	FRP製、ステンレス製、木製等面格子	グラウンドに面した部分等、既存位置を確認 し、設置位置を検討

【内部仕上表】※「京都市公共建築物脱炭素仕様」で定める市内産木材利用目標を満足させること。

外装	箇所	部位	仕様	
			リニューアル・改築	備考
アリーナ	天井	-	屋根下地材表し(鉄骨部材)／下地調整材RB種のうえSOP塗	
	壁	壁	カチオン系モルタル塗(※)+EP塗 妻側上部:有孔シナ合板OS塗(防虫対策を施すこと) 壁下部:乾式工法・杉板羽板貼り(みやこ杣木)OS塗	※劣化状況により中性化抑止の手法を検討
		巾木	木製巾木(みやこ杣木)OS塗	
	床	仕上	天然木複合フローリング(学校体育館仕様)／ UC3回塗エキスパンションゴム	
下地		土間コンクリート／断熱材敷／鋼製床組		
ステージ	天井	-	屋根下地材表し(鉄骨部材)／下地調整材RB種のうえSOP塗	
	壁	壁	有孔シナ合板OS塗／シナ合板OS塗(防虫対策を施すこと)	
		巾木	木製巾木(みやこ杣木)OS塗	
	袖壁	乾式工法・杉板羽板貼り(みやこ杣木)OS塗／軽量鉄骨下地		
床	仕上	天然木複合フローリング(学校体育館仕様)／UC3回塗		
	下地	鋼製床組		
便所	天井	-	ケイカル板 EP塗	
	壁	-	タイル貼り	
	床	-	タイル貼り	
更衣室・管理室	天井	-	ケイカル板 EP塗	
	壁	-	ケイカル板 EP塗	
	床	-	天然木複合フローリング／UC3回塗	
倉庫	天井	-	ケイカル板 EP塗	
	壁	-	既存アリーナ床材再利用	
	床	-	既存防水モルタルコテ押えのうえ塗床	
カーテンボックス	-	-	既存撤去／新設木製(みやこ杣木)OS塗／幕関連は緞帳以外撤去新設	

別表1 基本計画業務委託の範囲

委託内容		該当印	業務概要
建築	敷地調査・測量等	○	既存建物、工作物、樹木、排水設備、電気設備、機械設備等の調査・測量及び図面作成
		○	現状敷地の平面・高低、縦横断面等の調査・測量及び図面作成
		○	(必要な場合)真北測定
	計画に関する調査協議	○	敷地及び周辺状況調査
		○	関係法令の調査、関係官公署との協議、国庫補助条件に関する調査・協議
		○	事業所管局の要望及び施設利用条件の整理、全体スケジュール
		○	京都市公共建築物脱炭素仕様に適合させるための課題・条件整理
		○	上記要望、法令、条件等に基づき、京都市公共建築物脱炭素仕様に適合させるための内容・規模の検討
	計画・検討	○	計画の安全性、機能性、意匠、経済性、施工性、構造種別等の比較検討(複数案による検討)
		○	使用材料(性能、耐久性、意匠、実績、市場性)の比較検討(複数案による検討)
		○	耐震検討(耐震性能に影響のある計画の場合)
		—	周辺環境との調和、意匠に関する検討
		○	(必要な場合)計画通知、許認可を所管する処分庁が要求する説明資料の作成、事前協議手続
		○	環境対策・省エネ・省資源の検討
○		仮設計画(工期別に仮設計画が異なる場合は、工期別に作成する。)	
○	(必要な場合)日影図(付近現況図、等時間・時刻日影図、略立面図)		
配置計画の検討	○	(必要な場合)敷地利用計画	
基本計画説明書の作成	○	基本計画方針(調査・協議・計画・検討のまとめ)	
	○	計画概要・基本計画図等	
工事費概算書の作成	○	種目及び主な科目毎の概算(工事費配分計画を含む。)	
関係法令の申請書の作成	—	データ共	
許認可関係	—	データ共	
透視図	—	A3版(着色) 外観2面、内観2面	
電気・機械	敷地調査・測量等	○	【現況図】受変電設備、電灯設備(照明)、弱電設備(火災報知設備・誘導支援設備・テレビ共同受信設備・拡声設備等)の調査・図面作成(配置図・平面図・設置年表) ※計画対象施設及び計画対象施設の改修に影響がある範囲に限る。
		○	【現況図】空調換気・給排水衛生・給湯・消火・ガス設備の調査・図面作成(配置図・系統図・平面図・設置年表) ※計画対象施設及び計画対象施設の改修に影響がある範囲に限る。
	計画に関する調査協議	○	現地調査、企業者協議(電力・電話・ガス・上下水道)
		○	関係法令の調査、関係官公署との協議・条件整理 施設管理者の要望、施設利用条件の整理 京都市公共建築物脱炭素仕様に適合させるための課題・条件整理
	計画・検討	○	設備方式の検討(比較検討を含む。)
		○	技術資料の収集、使用機材の検討
		○	計画数値の検討、主要機器の概算容量の算出
		○	環境対策・省エネ・省資源の検討
	配置計画の検討	○	維持管理(LCC、資格者、法定・自主点検等)の検討
		—	仮設計画(工期別、切回しを含む。)
基本計画説明書の作成	○	設備方式のフロー	
	○	設備スペース、主要機材の配置、主要機器の搬出入経路 他工事との調整	
工事費概算書の作成	○	基本計画方針(調査・協議・計画・検討のまとめ)	
	○	計画概要・基本計画図等	
工事費概算書の作成	○	設備種目ごとの概算	
その他	現行法令適合性の確認と提案	○	詳細は仕様書による

## 別表2 基本計画引渡し成果物

成果物は、原則学校ごとに分冊とすること。ただし、監督員と協議のうえ、協議録等に関しては、複数校分をまとめることを可とする。

(建築、電気、機械)

名 称	提出部数	備 考
基本計画説明書	5	タイトル印刷付き製本、データ共
基本計画図書（計画図、検討書）		データ共
〃 （改修項目一覧）		データ共
〃 （配置図、平面図、立面図、断面図、仕上表、面積表、屋外図、仮設計画図 ほか）		データ共
〃 （工事費概算書）		データ共
法令調査報告書	5	データ共、現行法令への適合性の確認も含む。
計画通知関連の事前協議書	5	
各種許認可申請書、届出書	(必要な場合) 5	データ共、控えは申請・届出前に提出
敷地・既存建築物調査報告書	5	現況図、現況写真、データ共
協議記録	5	
各種技術検討資料・記録	5	データ共
企画検討協議報告書	(必要な場合) 5	

(建築のみ)

名 称	提出部数	備 考
構造計画検討書	5	データ共、構造計画の検討を行った場合のみ
日影図（基本計画レベルでの検討）	5	データ共、日影図の検討を行った場合のみ

※ 備考欄にデータ共の特記のあるものは、データ及び紙の出力の両方を提出する。

※ すべての成果物は、原則としてA4版のファイルで3部、A3版のファイルで2部（全て表紙と背表紙にタイトル付き）を提出するものとする。

※ CADデータは、オリジナルCAD、SXF、jww及びPDFとする。いずれの形式においても同等の出力ができるように、線の太さ等の設定を行うこと。

別表3 適用基準図書の一覧

(1) 建築	
ア 設計指針に関するもの	
(ア) 建築基準法, 日本建築学会基準等	
(イ) 建築設計基準及び同解説	(一社)公共建築協会
イ 設計図書作成に関するもの	
(ア) 建築工事設計図書作成基準	(一社)公共建築協会
ウ 各部設計の指針に関するもの	
(ア) 京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例 (整備マニュアル)	京都市都市計画局建築指導部
(イ) 建築構造設計基準	(一社)公共建築協会
(ウ) 構内舗装・排水設計基準及び同解説	(一社)公共建築協会
(エ) 京都市雨水流出抑制施設設置技術基準	京都市上下水道局
エ 設計図書の一部として作成されているもの	
(ア) 公共建築改修工事標準仕様書/建築工事編	(一財)建築保全センター
(イ) 公共建築工事標準仕様書/建築工事編	(一社)公共建築協会
(ウ) 木造建築工事標準仕様書	(一社)公共建築協会
(エ) 文部科学省建築工事標準仕様書	文部科学省大臣官房文教施設企画部
(オ) 建築工事標準詳細図	(一社)公共建築協会
オ 建築積算に関するもの	
(ア) 標準単価使用マニュアル	京都市都市計画局
(イ) 公共建築工事積算基準	(一財)建築コスト管理システム研究所
(ウ) 公共建築工事積算基準の解説/建築工事編	(一財)建築コスト管理システム研究所
(エ) 建築数量積算基準・同解説	(一財)建築コスト管理システム研究所
(オ) 建築工事内訳書標準書式・同解説	(一財)建築コスト管理システム研究所
(カ) 建築工事見積標準書式/建築工事編	(一財)建築コスト管理システム研究所
(キ) 建設工事標準歩掛	(一財)建設物価調査会
(ク) 工事歩掛要覧	(一財)経済調査会積算研究会
カ 耐震診断、耐震改修設計に関するもの	
(ア) 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説	(一財)日本建築防災協会
(イ) 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計指針・同解説	(一財)日本建築防災協会
(ウ) 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説	(一財)建築保全センター
キ その他	
(ア) 京都市公共建築デザイン指針	京都市都市計画局公共建築部
(イ) 京都市公共建築物脱炭素仕様	京都市
(ウ) 確認申請事前調査報告書	京都市都市計画局建築指導部
(エ) 京都市版建築法令実務ハンドブック	京都市都市計画局建築指導部
(オ) CASBE京都について (HP) URL: <a href="https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000152813.html">https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000152813.html</a>	京都市
(カ) 小学校施設整備指針、中学校施設整備指針	文部科学省大臣官房文教施設企画部

※上記資料等は必ず最新版を使用すること。

(適用基準図書の一覧)	
(2) 設備	
ア 設計指針に関するもの	
(ア) 建築設備計画基準	(一社)公共建築協会
(イ) 建築設備設計基準	(一社)公共建築協会
(ウ) 排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解説	(一社)公共建築協会
(エ) 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説	(一社)公共建築協会
(オ) 建築設備耐震設計・施工指針	(一財)日本建築センター

(カ) 建築設備設計・施工上の運用指針	(一財)日本建築設備・昇降機センター
(キ) 建築物の省エネルギー基準と計算の手引き	(一財)建築環境 省エネルギー機構
(ク) 防災設備に関する指針	(一社)日本電設工業協会
(ケ) 昇降機技術基準の解説	(一財)日本建築設備・昇降機センター
(コ) 給排水設備技術基準	(一財)日本建築センター
(カ) 換気・空調設備技術基準・同解説	(一財)日本建築設備・昇降機センター
(シ) ガス機器の設置基準及び実務指針	(一財)日本ガス機器検査協会
(ス) 業務用ガス機器の設置基準及び実務指針	(一財)日本ガス機器検査協会
(セ) 浄化槽の構造基準・同解説	(一財)日本建築センター
イ 設計図書作成に関するもの	
(ア) 建築設備設計計算書作成の手引き	(一社)公共建築協会
ウ 設計図書の一部として作成されているもの	
(ア) 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)	(一財)建築保全センター
(イ) 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)	(一社)公共建築協会
(ウ) 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)	(一社)公共建築協会
(エ) 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)	(一財)建築保全センター
(オ) 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)	(一社)公共建築協会
(カ) 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)	(一社)公共建築協会
エ 積算に関するもの	
(ア) 標準単価使用マニュアル	京都市都市計画局
(イ) 公共建築工事積算基準	(一財)建築コスト管理システム研究所
(ウ) 公共建築工事積算基準の解説/設備工事編	(一財)建築コスト管理システム研究所
(エ) 建築設備数量積算基準・同解説	(一財)建築コスト管理システム研究所
(オ) 公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)	(一財)建築コスト管理システム研究所
オ その他	
(ア) 京都市公共建築デザイン指針	京都市都市計画局公共建築部
(イ) 京都市公共建築物脱炭素仕様	

※ 上表において特記なきものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものを適用すること。

※ 上表において特記なきものは、最新版を適用すること。